

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われました。

直近では、令和元年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
 - B 職場環境要件について、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ1つ以上の取組をしていること。
 - C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
- という、3つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

	職場環境要件項目及び当事業所としての取組
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障がい福祉サービス事業者に限る）
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休暇制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 <input type="checkbox"/> ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 <input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、事業所内保育施設の整備 <input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 <input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人事育成理念の見える化 <input type="checkbox"/> 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 <input checked="" type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換 <input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減